

平成19年度「副産物用途開発等有効利用調査・開発事業」の公募について (予告)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課

鉱山の合理的開発及び岩石資源の有効利用等を促進し、我が国の国内資源の安定供給の確保を図ることを目的として、副産物用途開発等有効利用調査・開発事業の公募を予定しております。

事業内容及び公募の概要については以下のとおりとなっておりますが、公募予定期間前であっても、事前相談等は各経済産業局又は沖縄総合事務局（以下、「各経済産業局等」という。）にお問い合わせください。

なお、本事業の実施は平成19年度予算の国会での成立が前提となります。

1. 事業名

副産物用途開発等有効利用調査・開発事業

2. 事業の概要

鉱山の鉱業権者等、採石業者又は民間事業者が行う以下の事業に対して、予算の範囲内において、その事業の実施に必要な経費の一部を補助金として交付します。

- ①副産物用途開発事業：鉱物及び岩石の採掘に伴って必然的に生じる副産物（鉱さい、スラグ等）の用途開発に関する調査・開発事業
- ②再資源化事業：鉱石に含まれる金属を抽出するための製錬・精製技術を活用し、廃棄物から非鉄金属を回収し、再資源化に資する調査・開発事業

3. 応募要領

(1) 応募資格

- ①鉱山の鉱業権者又は租鉱権者、採石業者、民間事業者であること。（このうち、民間事業者は、当該事業の実施に必要な知見又はインフラ等を有していること）
- ②鉱山の鉱業権者又は租鉱権者においては、鉱業法第3条に定める鉱物のうち、ウラン鉱、トリウム鉱、石炭、亜炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガス以外を採掘対象とする鉱山であること。
- ③補助金申請額が3,500万円以上であること。

(2) 補助率

補助率は、補助事業に必要な経費の2分の1以内。補助対象経費は以下のとおり。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①原材料及び副資材の購入に要する経費②構築物の建造、借用又は修繕に要する経費③機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、括付け、借用又は修繕に要する経費④外注加工費に要する経費⑤市場動向調査に要する経費⑥技術検討委員会の委員謝金、委員旅費、資料印刷費、原稿料、通信運搬費、会場借料⑦前各号に掲げるもののほか、経済産業局長等が特に必要と認める経費 |
|---|

(3) 応募方法

副産物用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金実施要領に定める補助事業計画書を作成の上、応募締切りまでに各経済産業局等に提出してください。

(4) 公募予定期間

平成19年3月26日（月）～平成19年4月13日（金）必着

(5) 審査方法

応募された補助事業計画を経済産業局等及び資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課に設置する審査委員会で審査し、予算の範囲内で適切なものを補助事業として採択します。審査結果により不採択となる場合があります。採択となった事業については、補助金交付のための手続きを行います。

(6) 提出先及び問い合わせ先

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 011-709-1789
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	TEL 022-215-9245
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 048-600-0372
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 052-951-2566
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 06-6966-6045
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 082-224-5722
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 087-811-8537
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 鉱業課	TEL 092-482-5479
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	TEL 098-866-0068